

平成 21 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社バンテック・グループ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 篠田 紘明
(コード番号 9382 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 小田 順理
(TEL 045-410-0844)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成 21 年 4 月 1 日を効力発生日として当社の連結子会社である株式会社バンテック及びバンテックワールドトランスポート株式会社を吸収合併することを決定しております。本件は、その後の当社の経営（事業運営）を円滑に行うために現行定款の一部を変更するものであります。

また、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」といいます）の施行日である平成 21 年 1 月 5 日に実施された株券の電子化に伴い、現行定款の一部を変更するものであります。

- (1) 現行定款第 1 条（商号）に関し、当社が吸収合併後において事業を引き続き継続し、円滑な事業運営を行うために、当社の商号を消滅会社と同一の商号である「株式会社バンテック」に変更いたします。また、現行定款第 2 条（目的）に関し、本吸収合併により当社が純粋持株会社から事業会社に移行することに伴い、事業目的を変更いたします。

なお、上記変更の効力は、平成 21 年 4 月 1 日をもって生じるものといたします。

- (2) 株券の電子化に伴い、株券の発行、株券喪失登録簿、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等を次のとおり行うものであります。

- ①現行定款第 7 条（株券の発行）を削除し、さらに、本条の削除に伴い以降の条数を繰り上げる。
- ②現行定款第 8 条第 3 項（株主名簿管理人）から「株券喪失登録簿」に関する規定を削除するとともに、決済合理化法の施行日の翌日より 1 年を経過するまで株券喪失登録簿の備置等株券喪失登録に係る事務が残ることから、附則に規定を設けた上で、当該期間の経過後に当該規定を削除する。
- ③現行定款第 8 条第 3 項（株主名簿管理人）及び現行定款第 13 条（株主総会参考書類等のイン

ターネット開示とみなし提供) から「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する規定を削除する。

④株券の電子化後の株式取扱規程には少数株主権等の権利行使手続きを新たに定めることとしたため、明確化の観点から現行定款第9条(株式取扱規程)に関し所要の変更を行う。

(3) 現行定款第20条(取締役会の招集権者及び議長)に関し、本吸収合併後の経営体制に対応するために、取締役会長について新たに規定いたします。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりです

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年3月27日(金)

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>バンテック・グループ・ホールディングス</u>と称し、英文での表記を <u>VANTEC GROUP HOLDINGS CORPORATION</u> とする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は下記事業を行う<u>会社の株式または持分を所有することによってその会社の経営管理を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>20. (新設)</p> <p>21. <u>前各号に付帯する業務</u></p> <p>(2) 当社は、その他適法な一切の事業を行うことを目的とする。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>取扱わせ</u>、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録手続、その他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>第12条</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社<u>バンテック</u>と称し、英文での表記を <u>VANTEC CORPORATION</u> とする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は下記事業を行うことを目的とする。</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>20. 21. <u>特定労働者派遣事業</u></p> <p>22. <u>前各号に付帯する業務</u></p> <p>(2) 当社は、その他適法な一切の事業を行うことを目的とする。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>委託し</u>、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株主権行使の手続き<u>その他株式に関する取扱い</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第9条 (現行通り)</p> <p>第11条</p>

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。	第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 14 条 (条文省略)	第 13 条 (現行通り)
第 15 条	第 14 条
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 16 条 (条文省略)	第 15 条 (現行通り)
第 19 条 (取締役会の招集権者及び議長)	第 18 条 (取締役会の招集権者及び議長)
第 20 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	第 19 条 取締役会は、 <u>取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長または取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>
第 21 条 (条文省略)	第 20 条 (現行通り)
第 41 条	第 40 条
(新設)	附 則
(新設)	第 1 条 <u>第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) の変更は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。なお、本附則本条は第 1 条及び第 2 条の変更の効力発生後削除するものとする。</u>
(新設)	第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新設)	第 3 条 <u>本附則前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u>

以 上